

製紙原料、FIT 燃料合法証明デューディリジェンスシステムマニュアル

領域をこえ 未来へ



＜王子グループ＞

OCM ファイバートレーディング株式会社

王子木材緑化株式会社

王子グリーンリソース株式会社

王子製紙株式会社

王子マテリア株式会社

王子エフテックス株式会社

王子イメージングメディア株式会社

王子ネピア株式会社

王子キノクロス株式会社

王子グリーンエナジー江別株式会社

王子グリーンエナジー日南株式会社

2024 年 10 月 1 日 第 6 版

《改定履歴》

- 第 1 版： 2018 年 1 月 18 日、初版。
- 第 2 版： 2020 年 10 月 1 日、OCM ファイバートレーディング(株)の社名変更。
- 第 3 版： 2021 年 3 月 1 日、王子キノクロス(株)の第 1 種追加登録。
- 第 4 版： 2021 年 10 月 1 日、王子ネピア(株)の第 1 種追加登録。
- 第 5 版： 2023 年 10 月 1 日、別紙 2「7. サプライチェーン情報へのアクセス」の更新。
- 第 6 版： 2024 年 10 月 1 日、王子グループの調達指針、別紙 1 等の更新。

1.	はじめに.....	4
1.1.	木材調達における DD プロセス	4
2.	使用文書.....	5
3.	合法調達へのコミットメント	5
4.	品質システム・管理	5
4.1.	担当部署・責任者・担当者	5
4.2.	研修・能力育成.....	5
4.3.	DDS 改訂のプロセス	6
4.4.	記録管理の手続き	6
4.5.	対外コミュニケーションにおけるルール	6
5.	原材料の管理・保管	7
6.	適用範囲.....	8
7.	サプライチェーン情報へのアクセス	9
7.1.	サプライチェーン情報の収集.....	9
7.2.	サプライチェーンに関する情報へのアクセス	10
7.2.1.	情報更新・改変	10
7.2.2.	情報のギャップに関する評価	10
8.	リスクアセスメント	10
8.1.	認証・合法性証明木材の使用.....	11
8.2.	リスクアセスメントチェックリスト	11
8.3.	リスクアセスメントの流れ	13
9.	リスク緩和措置	13

1. はじめに

本マニュアルは王子グループが製紙原料及び FIT 燃料を調達するにあたって合法証明デューディリジェンス（以下 DD と表記）を行うことにより、違法に伐採された木材製品を調達するリスクを最小化することを目的としている。

王子グループの主な事業は、原材料調達、製紙業、バイオマス発電事業である。

本マニュアルとその各項目の実行にあたって、デュー・ディリジェンス (DD) とは、王子グループが違法に伐採された木材・木材製品を調達するリスクを最小化するために弊社が事業行為において取る一連の措置を意味する。

本マニュアルの内容は、米国レイシー法、EU 木材規制、（違法伐採によって取得された林産物を規制する規則）、オーストラリア違法伐採禁止法、及び日本の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に準拠するために作成されている。（2017 年 5 月現在）本文書における DD の各過程は弊社の全サプライヤーに適用する。

1.1. 木材調達における DD プロセス

本マニュアルにおいて、デュー・ディリジェンス（DD）とは、以下の 3 つの段階を踏み木材の違法リスクなどを最小化することを意味する：

- (1) 情報収集
 - (2) リスクアセスメント
 - (3) リスク緩和措置
- ✓ (2) でリスクが低いことが確認できれば、(3) を行う必要はない。
 - ✓ (3) でリスクが緩和できない場合には、当該製品の購入を控える。

2. 使用文書

本マニュアルに従い行う DD においては、以下の文書を併せて使用する。

文書名
● 違法伐採対策に対する日本製紙連合会の行動指針
● 生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針
● 製紙業界の違法伐採対策
● 日本製紙連合会違法伐採対策モニタリング事業
● 日本製紙連合会「環境行動計画」
● 製紙業界の違法伐採対策の取り組み状況について

3. 合法調達へのコミットメント

王子グループの「[木材原料の調達指針](#)」を参照。

https://ojiholdings.disclosure.site/Portals/0/pdf/themes_188/wood_2023.pdf

4. 品質システム・管理

4.1. 担当部署・責任者・担当者

本マニュアルに従ってDDを実施する場合の担当部署、責任者、担当者は別紙1「王子グループ（11社）の担当部署、責任者・担当者リスト」を、参照。

4.2. 研修・能力育成

研修について：

- 調達に関する実務担当者全員を対象とする。
- 少なくとも年に一度行う。
- 王子グループの調達方針及び本 DD マニュアル中の各過程がきちんと準拠されることを目的として行う。
- 日付や参加者の情報を含む研修の記録を保管しておく。

- 初めて参加する社員の研修は、既に研修を受けた社員が責任をもって行う。
- 研修やその他の能力育成に関わる記録は、5年間保管しておく。

4.3. DDS 改訂のプロセス

- DDS の統括責任者、または必要に応じて独立第三者が DDS の維持、見直し、改訂を年に一度行う。
- サプライチェーンに変更があった場合、新規のサプライヤーから原材料を購入する場合、または新しい製品、樹種、原産国などが調達対象となった場合には、その都度サプライチェーンとリスクアセスメントの結果を見直し、必要な場合には DDS を改訂する。

4.4. 記録管理の手続き

- DD における全ての過程、要素について記録をとる。
- 記録はデジタルでも紙ベースでもよいものとする。
- 記録は最低 5 年間保持する。
- DD の実行のために必要な記録文書としては例として以下のようなものが挙げられる。
(売買契約書、請求書、インボイス、トレーサビリティレポート、森林認証証書、団体認定書、合法証明書、内部監査報告書、第三者監査文書、現地確認報告書など)

4.5. 対外コミュニケーションにおけるルール

王子グループは、DD を本マニュアルに従って行った場合でも、製紙連合会のデューディリジェンス認証/証明を受けたという表現を、請求書、パッケージ、木材製品そのもの（ただしこれらに限定されない）に使用しない。例として使用できない表現は、「リスクアセスメント済み」、「リスクアセスメント済み木材」、「低リスク木材」、「独立第三者監査済み木材」など。パンフレット等でデューディリジェンス制度について説明する場合には、「独立第三者認証」という表現は使用しない。「無視できるリスク」という表現は、製品のリスク評価について説明する場合には使用して良いが、製品説明としては使用しない。ただし、「製品のリスクを評価するために、本マニュアルに基づき王子グループで社内デューディリジェンスを行った」という説明はしても良いものとする。

5. 原材料の管理・保管

- 購入、加工、梱包、輸送の間を通して、購入した原材料に由来の不明な可能性のあるものが万が一混入した場合には、違法な可能性のあるものと分けて管理する。
- 担当者は上記を確実にし、由来の不明な可能性のあるものが万が一混入した場合には、購入した原材料を指定場所への保管や見取り図面上での表記などにより、目視確認できるようにしておく。
- 違法な可能性のあるものについては、どのように処分したかという記録を残すようにしておく。
- 第三者認証製品、第三者合法性証明製品、認証管理木材はそれぞれの条件に従って保管する。

6. 適用範囲

製品	伐採国	樹種名 (国内は、分布区域番号)
木材チップ（輸入）	アメリカ、カナダ、インドネシア、オーストラリア、タイ、チリ、フィジー、ベトナム、ニュージーランド、マレーシア、南アフリカ	ダグラスファー、ユーカリ、パイン、アカシア
木材チップ（国産）	北海道、北東北、南東北、北関東、南関東、中部、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州	樹木分布区域図・区域別樹木リスト ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫
原木（国産）	北海道、北東北、南東北、北関東、南関東、中部、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州	樹木分布区域図・区域別樹木リスト ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫
木材パルプ（輸入）	カナダ、ブラジル、アメリカ、スウェーデン、ニュージーランド、チリ、フィンランド、オーストラリア、南アフリカ、ベトナム、タイ	スプルース、パイン、ユーカリ、メープル、オーク、ポプラ、バーチ、ファー、ラーチ、シダー、ヘムロック、アカシア、アスペン
木材パルプ（国産）	北海道、北東北、南東北、北関東、南関東、中部、東海、北陸、信越、近畿、中国、四国、九州、製材残材（アメリカ、オーストラリア）	樹木分布区域図・区域別樹木リスト ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、製材残材（ファー、パイン、メープル）
木質燃料（輸入）	タイ、オーストラリア、ベトナム、インドネシア、アメリカ	ユーカリ、アカシア、ダグラスファー、タンオーク
木質燃料（国産）	北海道、北東北、南東北、北関東、南関東、中部、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州	樹木分布区域図・区域別樹木リスト ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫

※ 樹木分布区域図・区域別樹木リストは、以下を参照

https://www.jpa.gr.jp/env/proc/clean_wood/images/list_jumoku.pdf

※ サプライヤー情報の詳細版は別に管理

7. サプライチェーン情報へのアクセス

下記のサプライチェーンに関する情報を調達前に収集・アクセスできるようにしておく。そのために、サプライヤーから情報提供について契約文書や誓約書等を通して合意を得ておく。

- 製品の種類
- 製品の樹種の通称と学名
- 原産国、伐採地域、国内においては都道府県等
- 木材製品が製造された国
- 製品のサプライヤー・リスト（商号、国名、住所）
- DDS マニュアルの対象となる購入予定の木材製品の量
- 該当する場合は以下を含む、木材・木材製品が関連適用法規制に準拠することを示す文書またはその他の情報
 - FLEGT ライセンス材及び CITES 材
 - FSC®認証証明書および PEFC 認証証明書及び PEFC との相互認証制度の認証証明書¹
 - 第三者合法性証明システムへの準拠を示す文書
 - EU 木材法、オーストラリア違法伐採禁止法によって認められた文書²
- サプライチェーン図（別紙 2 「王子グループ (11 社) のサプライチェーン図」参照）。

7.1. サプライチェーン情報の収集

情報収集は、トレーサビリティレポートにより、リスクアセスメントがきちんとできるレベルで行う。トレーサビリティレポートの入手、記載事項の確認は第三者監査を以て行い、その結果を website で公表する。

¹ サプライヤーの CoC 認証だけでなく製品そのものの認証を必ず確認すること。ライセンス番号：FSC-C014119 他

² 日本製紙連合会『H26 年度 海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発 報告書』中の 82 頁～88 頁、添付資料 2「EU 木材規制のためのガイダンス文書」を参照。また、日本製紙連合会『H26 年度 海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発 報告書』中の関連部分参照：EU は「3.1.4 補足法とガイダンス」、オーストラリアは「3.3.2 デューディリジェンス (DD)」を参照。

7.2. サプライチェーンに関する情報へのアクセス

サプライチェーンに関する情報が不足していることは、リスクを意味する。この場合リスク緩和措置を取る。

7.2.1. 情報更新・改変

サプライチェーンやサプライヤーに関する情報は、以下のタイミングで更新する。

- 少なくとも年に一回
- サプライチェーンに変化があった場合

7.2.2. 情報のギャップに関する評価

リスクアセスメントの前に、サプライヤー情報は確認しておくこと。不足する情報について評価し、これを情報のギャップと考えること。

8. リスクアセスメント

リスクアセスメントでは、以下を含む項目についてリスクが無視できるか否かを検討する：

- 製品
- 樹種
- 原産地
- サプライチェーンの複雑さ

リスクアセスメントについては、「違法伐採対策モニタリング事業の調査マニュアル」（チェックリスト）に基づいて実施する（別紙 3「違法伐採対策モニタリング事業の調査マニュアル（合法証明 DD システム対応版）」参照）。

基本的に、以下の条件すべてが満たされる場合、リスクは無視できると考えてよい。

*ただし詳細は、欧州木材貿易連盟発行文書 ETTF System for Due Diligence、特に Annex5. B 「リスク特定表」を参照しつつ行う。

- a) 原産国は国連安全保障理事会または欧州連合理事会によって木材貿易を禁止されていない

- b) サプライチェーン中に、証明された違法行為は全くない
- c) 原産国または樹種について違法性の蔓延は報告されていない
- d) サプライチェーン中には、特定することのできた企業のみ、限定的な数しか存在しない
- e) 木材または木材製品が適用法令に準拠することを示すために必要な文書はすべて、サプライヤーによって用意されている
- f) 原産国の腐敗レベルが低い

認証・合法性証明木材、認証管理木材（コントロールドウッド）の場合 → 8.1 に従い制度の条件と FM レベルでのリスクを評価

上記以外の場合 → 8.2 に従う

FIT 燃料のリスクアセスメントは林野庁が制定する下記「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に対する準拠の確認をもって合法性を証明するものとする。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatudenriyougaidorain.pdf>

8.1 認証・合法性証明木材の使用

認証済みの木材製品の場合には、各基準を欧米規制に適合した FSC または PEFC の相互認証制度であれば、各制度で定められる規定に従い実際の製品の認証が確認でき、さらに FM 認証レベルで違法性に関する重大な問題が報告されていない場合、リスクは無視できるレベルとみなす。認証管理木材についても同様の扱いとする。（それ以外の認証制度の場合、8.2 に従いリスクアセスメントを行う。）

8.2 リスクアセスメントチェックリスト

8.1 でリスクが無視できるレベルと特定できない場合、以下のチェックリストに従ってリスクアセスメントを行う。

European Timber Trade Federation (ETTF) のチェックリスト

リスクアセスメントを完了できるリスクのカテゴリー	1. FLEGT(※)材か？
	2. 国連安全保障理事会や EU 理事会からの木材貿易禁止令が出ているか？
	3. ワシントン条約記載樹種を含んでいるか？

	4. ワシントン条約のもと、正当な許可と必要書類があるか？
<u>認証状況</u>	5. サプライヤーと製品の両方が、EU 木材法の適用条件すべてに適合する、信頼できる第三者認証制度の認証を受けているか？
	6. 受け取った製品に、その製品の認証を確認できる情報が付帯しているか？
	7. CoC がつながっており、サプライヤーの認証が有効であることが確認できるか？
<u>樹種のリスク</u>	8. 使用樹種に違法リスクがないか？
<u>原産地リスク</u>	9. 原産国/地における伐採に関して第三者の権利の侵害など人権リスクを含む違法行為の重大なリスクがないことが確認できるか？ 確認に使用する参考サイト： - グローバルフォレストレジストリー（FSC のナショナルリスクアセスメントと連動）（随時更新） https://sustainableforestproducts.org/node/84 - トランスペアレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数（毎年更新） https://www.transparency.org/en/cpi/2022 - その他、研究機関、NGO などの報告書³
<u>サプライチェーンのリスク</u>	10. サプライチェーンに関する情報に、製品の原産地を確認し管理の程度を特定できるレベルでアクセスできるか？
	11. 加工や輸送の段階で、無視できないリスクを持つ製品（原材料）と混ざったりすり替わったりしていないか？
	12. 樹種、数量、品質の分類は、関連規制に従ってなされているか？

(※)Forest Law, Enforcement, Governance and Trade program（森林法施行・ガバナンス・貿易プログラム）

8.3 リスクアセスメントの流れ

以下のフローチャートは、リスクアセスメントの流れを示したものである。全般にリスクが

³ 英国王立国際問題研究所、世界銀行、インターポールなどは違法伐採問題の報告書を出している。

```

graph TD
    Start{買付記載がない} --> FLEGT[FLEGT材 CITES材]
    Start --> Others[上記以外]
    FLEGT --> RA[RA不要]
    Others --> Cert[認証材/CW]
    Others --> NonCert[非認証材]
    Cert --> FSC{FSCまたはPEFCか}
    FSC -- Yes --> FSCCheck{FSC PEFC認証で、FIMLレベルに違法伐採問題なく各制約/規制に付いた認証が確認できるか}
    FSC -- No --> Conditions{条件に合う制度か}
    Conditions -- Yes --> FSCCheck
    Conditions -- No --> NonCert
    FSCCheck -- Yes --> OK[無視できるリスクレベル=OK]
    FSCCheck -- No --> NonCert
    NonCert --> CoC{製品上に情報記載}
    CoC -- Yes --> OK
    CoC -- No --> CPI50{CPIが50未満である}
    CPI50 -- Yes --> TreeRisk{樹種リスク調査（本に属し）}
    TreeRisk -- Yes --> LegalRisk{違法リスクなし}
    TreeRisk -- No --> CPI50
    LegalRisk -- No --> CannotIgnore[無視できないリスクレベル]
    LegalRisk -- Yes --> SC{SC情報にアクセス可能}
    SC -- No --> CannotIgnore
    SC -- Yes --> NoMix{混合せず保管}
    NoMix -- No --> CannotIgnore
    NoMix -- Yes --> NoContam{分類上問題なし}
    NoContam -- No --> CannotIgnore
    NoContam -- Yes --> OK
    CannotIgnore --> Mitigation[リスク緩和措置]
    Mitigation --> OK
  
```

The flowchart outlines the process for verifying FLEGT/CITES materials and assessing their risk level. It starts with a decision on whether the purchase record is present. If not, it checks for FLEGT/CITES status. If present, it checks for RA requirements. If not present, it checks for certification (FSC/PEFC or non-certified). For certified materials, it checks for FSC/PEFC certification and whether the FIML level meets requirements. For non-certified materials, it checks for CoC information. If CoC is present, it checks for CPI (Criminal Penalties Index) and whether it is below 50. If CPI is 50 or above, it checks for tree species risk. If the tree species risk is high, it checks for legal risk. If legal risk is present, it checks for SC (Supply Chain) information. If SC information is not accessible, it checks for mixing with other materials. If mixing is not possible, it checks for contamination. If contamination is present, it checks for classification issues. If any of these checks fail, the risk level is considered "cannot ignore" and risk mitigation measures are implemented. If all checks pass, the risk level is considered "OK".

1. 追加情報や文書の要請をする
2. 自社でサプライチェーン監査を行う
3. 第三者証明
4. 無視できないリスクレベルに該当するサプライヤーや製品の代替

13